

平成23年度事業者によるダイオキシン類の自主測定結果について

平成12年1月15日から施行されたダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設を設置している事業者は、排出ガス、排出水等につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について毎年1回以上測定し、報告することが義務づけられている。また、同法第28条第4項の規定により、報告された測定結果は公表することになっている。

倉敷市内に特定施設を設置している事業者による測定結果について取りまとめた概要は次のとおりである。

1 自主測定結果

(1) 排出ガス

区 分		施設数	測定対象施設	測定実施施設	測定未実施施設	測定対象外施設	廃止施設	測定結果 (ng-TEQ/m ³)
焼結鉄製造用焼結炉		4	4	4	0	0	0	0.038 ～ 0.19
製鋼用電気炉		6	5	5	0	1	0	0.0000054 ～ 0.50
亜鉛回収施設		0	0	0	0	0	0	—
アルミニウム合金製造施設		8	8	8	0	0	0	0.00000036 ～ 0.0019
廃棄物焼却炉	4t/時以上	12*	10	10	0	2	0	0.00000090 ～ 0.017
	4t/時 ～2t/時	12	10	10	0	2	0	0.00000095 ～ 2.3
	0.2t/時 ～2t/時	19	17	17	0	2	0	0.0000026 ～ 6.3
	0.1t/時 ～0.2t/時	5	5	5	0	0	0	0 ～ 5.1
	0.05t/時 ～0.1t/時	2	1	1	0	1	0	1.5
	0.05t/時未満	3	1	1	0	1	1	0.056
	廃棄物焼却炉 計	53	44	44	0	8	1	
計		71	61	61	0	9	1	

* 電気事業法対象施設を含む

測定を実施したすべての施設において排出基準値以下であった。

(2) 排水水

区 分	施設数	測定対象施設	測定実施施設	測定未実施施設	測定対象外施設	廃止施設	測定結果 (pg-TEQ/L)
二塩化エチレン洗浄施設	4	4	4	0	0	0	0.061
亜鉛の回収に係る施設	0	0	0	0	0	0	—
廃棄物焼却炉に係る施設	39	20	20	0	17	2	0.00035 ～ 0.60
下水道終末処理施設	1	1	1	0	0	0	0.0033
他の事業場の水処理施設	1	1	1	0	0	0	0.061
計	45	26	26	0	17	2	

測定を実施したすべての施設において排出基準値以下であった。

(3) ばいじん

区 分	施設数	測定対象施設	測定実施施設	測定未実施施設	測定対象外施設	廃止施設	測定結果 (ng-TEQ/g)
廃棄物焼却炉	53	20	20	0	32	1	0 ～ 9.4

(4) 燃え殻

区 分	施設数	測定対象施設	測定実施施設	測定未実施施設	測定対象外施設	廃止施設	測定結果 (ng-TEQ/g)
廃棄物焼却炉	53	23	23	0	29	1	0 ～ 0.48

注1) 「施設数」とは、届出のあった平成24年3月31日現在の特定施設の数。(電気事業法施設を含む)

注2) 「測定対象外施設」とは、休止等により稼働実績のない施設、稼働後1年に満たない施設及び報告期限到来以前に休止した施設。

注3) 「廃止施設」とは、平成23年度中に廃止となったもの。

2 指導等について

今後とも、法に基づき、事業者に対して自主測定の実施及び施設の適正な運転管理等について指導を行っていく。

3 その他

設置事業者による測定結果一覧表は別紙のとおりである。